

本人確認書類一覧（同封の書類ア～ウを確認し準備してください）

次の書類が本人確認書類として使用できます。

- ・「氏名と生年月日」「氏名と住所」のいずれかの記載があること。
- ・書類に記載されたすべての情報が住民票の情報と一致していること。
- ・有効期限の定めがある書類は、有効期限内であること。

A区分の本人確認書類（顔写真付き）	B区分の本人確認書類（2点以上必要）
A区分の本人確認書類として使用できるのは、以下の書類のみです。 マイナンバーカード ※ 運転免許証 旅券（パスポート） 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの） 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 在留カード・特定在留カード 特別永住者証明書・特定特別永住者証明書 一時庇護許可証 仮滞在許可証 ※有効期間満了または破損等による新しいマイナンバーカードの受取の場合は、以下の1から3をすべて満たす場合に限り、有効期限切れの旧カードもA区分の本人確認書類として使用できます。 1. 本人の本人確認書類として利用する（代理人自身の本人確認書類としては利用できません） 2. 旧カードの有効期限から6か月以内 3. 旧カードと新カードの顔写真の同一性が確認できる	健康保険の資格確認書 介護保険被保険者証 母子健康手帳（出生届出済証明が記載された本人分に限る） 子ども医療医療証 障害者医療医療証 ひとり親家庭等医療医療証 自立支援医療受給者証 生活保護受給証明書 児童扶養手当証書 各種年金証書・年金手帳・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書等を含む） 社員証（生年月日または住所入りに限る） 学生証（予備校含む 生年月日または住所入りに限る 学年表示のあるものは当該年度、ないものは在学中の者に限る） マイナンバーカード（顔写真なし） 在留カード（顔写真なし） 特別永住者証明書（顔写真なし） 診察券（氏名が漢字で記載され、生年月日または住所入りに限る） ◎診察券を2枚持参されても本人確認書類としては1点となります。必ず診察券以外の本人確認書類も準備してください。例：診察券・年金証書 官公署の職員証（生年月日または住所入りに限る） 上記のほか、A区分の書類の仮証明書・A区分の書類の引換証類・海技免状・電気工事士免状・無線従事者免許証・動力車操縦者運転免許証・運行管理者技能検定合格証明書・猟銃空気銃所持許可証・特殊電気工事資格者認定証・認定電気工事従事者認定証・耐空検査員の証・航空従事者技能証明書・宅建建物取引士証・船員手帳・戦傷病者手帳・教習資格認定証・検定合格証 など

マイナンバーカードの有効期限はここで確認できます。



“2026年6月17日まで有効”と記載されたカードの場合、カード受取時の本人確認書類としては2026年12月16日まで利用できます。

上記の本人確認書類をお持ちでない場合は、市民課マイナンバー専用電話(0944-54-7788)にご相談ください。